任意継続被保険者の健康保険料前納制度

１．保険料前納制度とは

健康保険料を前納することにより、前納期間に応じて健康保険料の割引きが適用される制度です。

２．前納期間

前納期間は原則として６カ月間（４月～９月まで、10 月から翌年３月まで）、又は 12 カ月間（４月から翌年３月まで）を「単位」とします。

ただし、年度の途中で新たに任意継続被保険者となる場合に限り、６カ月間又は 12 カ月間のなかで、資格取得日の属する月の翌月以降の期間の保険料を前納することができます。

（前納例 ① ② 参照）

※資格取得した月（退職日の翌日が属する月）は、通常の月額保険料の納付となり、前納の対象外となりますのでご留意ください。

また、６カ月間又は 12 カ月間の途中で任意継続期間（２年間）が終了する場合は、資格を喪失する月の前月までの保険料を前納することができます。

（前納例 ③ 参照）

【前納例】

① 6カ月分毎に保険料を前納する場合の例

3月末退職の場合 … 資格取得月 4月

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

月額保険料 ← 5カ月前納 → ← 6カ月前納 →

5月末退職の場合 … 資格取得月 6月

4月	5月	**6月**	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

月額保険料 ← 3カ月前納 → ← 6カ月前納 →

② 年度の保険料を前納する場合の例

4月末退職の場合 … 資格取得月 5月

4月	**5月**	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

月額保険料 ← 10カ月前納 →

③ 年度の途中で任意継続期間(2年間)が終了する場合の例

7月末に任意継続期間が終了 … 資格喪失月 8月

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

← 4カ月前納 →

※資格取得月(加入月)は割引対象になりません。

３．前納保険料の納入期限

・前納保険料の納入期限は、前納する期間の初月の前月末まで（6か月分の前納の場合は3月末又は9月末まで、1年分前納の場合は3月末まで）です。
※末日が土日祝の場合は、翌営業日が納入期限となります。

・年度の途中で新たに任意継続被保険者となる場合は、資格取得月の月額保険料と前納保険料を月末までに納付することになります。

【例】6月1日付で任意継続の資格を取得（5月末退職）し半期分毎に前納する場合
〇6月分月額保険料と7～9月分までの前納保険料を6月末までに納付
〇10月～翌年3月分までの前納保険料を9月末までに納付

※任意継続資格取得日によっては月末までの納入期限までに前納保険料の納入が難しい場合があります。その場合には、次の前納単位（6カ月毎の前納の場合は「4～9月」又は「10月～翌年3月」、12カ月毎の前納の場合は「4月～翌年3月」）が到来するまでは、通常の月額保険料を毎月お振込いただくこととなりますので、ご了承願います。

４．前納を希望する方へ

前納を希望される方は、「任意継続資格取得申請書」の「保険料納付方法」欄で通年前納（4月～翌年3月）あるいは半期前納（4月～9月、10月～翌年3月）の別を選択し、退職日から20日以内に提出してください。任意継続資格取得の手続きが整い次第、保険料の納付書を送付いたしますので、期日までに納付してください。

なお、前納した保険料は次の事由以外返還出来ませんのでご注意ください。

①再就職により他の健康保険に加入したとき
②任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を申し出たとき
③死亡したとき

＜参考＞　保険料納付額の比較

ア．月払い
イ．半年払い（上半期：４月～９月・下半期：１０月～翌年３月）
ウ．一年払い（４月～翌年３月）

【例】任意継続に４月から加入したときの保険料比較（介護保険料含む）
標準報酬月額３０万円の場合

	納付方法	上半期	下半期	納付額(一年)	割引額
ア	毎月払い×12			446,400円	
イ	前納半年払い	221,387円	220,665円	442,052円	▲4,348円
ウ	前納一年払い			438,475円	▲7,925円

＊ただし、資格取得月(加入月)は割引対象にはなりません。

以　上